

医療管理ニュース Vol.76

最低賃金が 892円 に引き上げられます！

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和4年度の地域別最低賃金の改定額を取りまとめました。

岡山県では、令和4年10月1日より、これまでより30円引き上げられて、時間給892円になります。

なお、次の賃金は、最低賃金に算入されません。

- ①精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ②時間外手当・休日手当・深夜手当
- ③臨時に支払われる賃金
- ④1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金

47都道府県で30円から33円の引き上げです。平均額31円の引き上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額です。時間給の全国平均額は961円で、岡山県は全国33位です。

月給払いのスタッフの給与

常勤や月給制のスタッフの給与も時間給に換算して、最低賃金を下回っていないかご確認下さい。

会員の先生方は、給与を決める際、参考になさって下さい。

(松本ゆみ)

.....

B C P (Business Continuity Plan) 医療施設の災害対応のための事業継続計画について

新興感染症や大地震・洪水などの自然災害発生時の避難計画や連絡体制、相応の診療体制の維持に関する計画策定などが厚労省から求められています。今般、厚労省においてBCPに関するホームページが作成されましたのでご覧いただき、BCP策定時の参考にしてください。

<主な掲載内容>

- ・医療機関におけるBCP作成の手引き
- ・医療機関におけるBCP作成指針
- ・医療機関におけるBCPチェックリスト
- ・BCP策定研修事業資料

厚労省 BCP 病院

